

さぬき市議会業務継続計画

令和6年8月27日

(令和8年6月改定)

＜全体の構成＞

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の目的
- 2 大規模災害等発生時の議会の役割
- 3 執行機関との関係
- 4 議会BCP発動の基準
- 5 議会災害対策会議

第2章 災害時対応マニュアル（風水害、地震・津波災害、大規模事故等編）

第1節 行動基準

- 1 基本的な考え方
- 2 大規模災害等発生時の行動
 - (1) 議員
 - (2) 議会事務局職員
- 3 安否等に関する状況、地域の被害状況等に関する報告
 - (1) 報告義務
 - (2) 報告内容
 - (3) 報告の方法
 - (4) 留意点
- 4 情報の流れ
- 5 対応に係る段階設定
- 6 大規模災害等発生時の対応
 - (1) 風水害発生時の対応
 - (2) 地震・津波災害、大規模事故等発生時の対応

第2節 日常の備え

- 1 訓練
- 2 日頃からの準備
- 3 機器等の準備

第3章 感染症への対応

第1章 基本的事項

1 計画策定の目的

さぬき市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）は、大規模災害等¹が発生した際の、議会の危機管理体制を明確にすることにより、議事機関としての機能を維持し、市民の安全確保や被害の拡大防止に努め、早期の復旧・復興につなげることを目的とする。

＜さぬき市議会基本条例（抄）＞

（危機管理）

第14条 議会は、大規模災害等が発生した場合においても議事機関としての機能を維持できるよう、日頃から危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 前項のほか、議会は、大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保する上での議会が果たすべき役割、とり得る方法等の調査研究に努め、危機管理体制の充実を図るものとする。

2 大規模災害等発生時の議会の役割

議事機関としての議会の役割は、災害時においても平常時と基本的に変わらない。このことを踏まえた上で、災害時における議会の具体的な役割を次のように整理する（※括弧内は、議会本来の役割・機能）。

- (1) 災害関連議案の審議（地方公共団体としての意思決定）
- (2) 被害の状況、現地要望の把握（地域の状況、市民の意見等の把握）
- (3) 国、県等への要望活動（関係団体への政策提案）
- (4) 復興計画、復興施策への提言（政策立案）

3 執行機関との関係

大規模災害等発生時において、災害対応の主体は執行機関であり、災害対応を目的とした議会及び議員が行う活動は、市の災害対応の効果的かつ円滑な推進につな

¹ 大規模災害等：地震や風水害だけでなく、重大な感染症のまん延など、広く市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす状況を含む。

がるよう執行機関との十分な連携、協力の下で行うものとする。

4 議会ＢＣＰの発動基準

「議会ＢＣＰの発動」とは、災害等の状況に応じて、議長が議会災害対策会議を設置し、議員及び議会事務局職員が次章以降で定める指針等に沿った行動をとる体制に入ることをいう。

議会ＢＣＰの発動基準は、次のとおりとする。

種別	基準	発動形式
風水害	次のいずれかの場合 ○警戒レベル３（大雨警報・土砂災害警報・高潮警報）の１つ以上が本市に発表されたとき。 ○台風接近に伴う暴風警報、波浪警報の１つ以上が本市に発表されたとき。 ○大雪警報又は暴風雪警報が本市に発表され、相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	議長判断
	○警戒レベル５（大雨特別警報・土砂災害特別警報・高潮特別警報）が本市に発表されたとき。	自動
地震・津波	次のいずれかの場合 ○市内で震度５弱以上の揺れを観測したとき。 ○市内で震度４以上の揺れを観測し、香川県に津波注意報が発表されたとき。 ○香川県に大津波警報若しくは津波警報が発表されたとき。	自動
風水害、地震・津波共通	上記の基準を満たしていないが、 ○市内に甚大な影響が予想されるとき。 ○市内に局所的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。	議長判断
感染症	○病原性が高い新型インフルエンザや、治療法や予防法が確立されていない新たな感染症がまん延 ² したとき、又はそのおそれがあるとき。	議長判断
その他	○火災を伴う大規模な事故やテロなど（以下「大規模事故等」という。）で、大きな被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	議長判断

² まん延：市民の約２５％が流行期間（約８週）にピークを作りながら順次罹患することをいう。

5 議会災害対策会議

災害等の状況が議会BCPの発動基準に該当したときは、議長は「議会災害対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。

以後、議会運営委員会が開催できるようになるまでの間は、議会として行う災害対応の取組は、議会BCPにあらかじめ定めるもののほか、対策会議で協議し、決定する。ただし、対策会議で協議・決定をする時間的余裕がない場合は、議長が決定する。

(1) 構成議員

対策会議の構成議員は、議長及び副議長のほか、次に掲げるとおりとする。この場合において、②の議員は、あらかじめ決定しておく。

- ① 議会運営委員長
- ② 最大会派代表者（会長又は会派から推薦された議員）

(2) 会議の招集等

- ① 対策会議は、議長が招集し、統括する。
- ② 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、次の順位により対策会議における議長の職務を代理する。
 - i) 副議長
 - ii) 議会運営委員長
 - iii) 最大会派代表者（会長又は会派から推薦された議員）
- ③ 対策会議の構成議員（議長を除く。）に事故あるとき、又は欠けたときは、それぞれ次に掲げる者がその職務を代理する。ただし、これらの者が②の規定により議長の職務を代理する順位は、②の順位に引き続いて次のとおりとする。
 - iv) 副議長の代理 議長があらかじめ指定する者（議会の委任により議長があらかじめ仮議長を選任している場合は、当該仮議長となる議員）
 - v) 議会運営委員長の代理 議会運営副委員長
 - vi) 最大会派代表者（会長又は会派から推薦された議員）の代理 当該代理を行うものとしてあらかじめ最大会派から推薦された議員³
- ④ 対策会議は、議長が指定する場所への参集を原則とするが、状況に応じてWEB会議システムを利用したオンラインにより開催する。また、対策会議における協議・決定は、必ずしも会議によることを要さず、電話、メール等による構

³ 最大会派からは、対策会議の構成議員の候補として、あらかじめ第1位（正）と第2位（代理）の者の推薦を受けておく。

成議員の意思確認によることも可とする。

- ⑤ 議長は、(3)に定める所掌事務の遂行に必要と認めるときは、構成議員以外の議員に対して対策会議への出席を求めることができる。この場合において、当該出席を求められた議員は、可能な限りこれに応じなければならない。

(3) 対策会議の所掌事務

- ① 議員の安否、居所等の確認に関する事。
- ② 本会議・委員会等の開催調整に関する事。
- ③ 災害等による市民生活への影響等の情報収集・把握及び市本部等への提供に関する事。
- ④ 議場等が被災し使用できなくなった場合の代替施設の調整に関する事。
- ⑤ 市本部等から提供を受けた情報の議員への伝達に関する事。
- ⑥ 市本部等からの依頼事項への対応に関する事。
- ⑦ 市本部等への要望・提案等の調整に関する事。
- ⑧ その他、議長が必要と認める事項

第2章 災害時対応マニュアル（風水害、地震・津波災害、大規模事故等編）

この章では、さぬき市域で大規模災害等（風水害、地震・津波災害、大規模事故等）に限る。以下この章において同じ。）が発生した場合等における、議会の運営並びに議員及び議会事務局職員の行動の指針を定める。

第1節 行動基準

1 基本的な考え方

大規模災害等が発生し、又はそのおそれがある場合において、議員及び議会事務局職員が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、この節で一定の行動基準を示す。

ただし、重要なことは「議事機関としての議会の機能維持」及び「市民の安全確保と被害の拡大防止」という議会BCPの目的達成に必要な行動をとることであり、有事に際しては、頑なにこの行動基準を守るのではなく、臨機応変の対応が必要となる場合もある。

2 大規模災害等発生時の行動

(1) 議員

大規模災害等の発生に際して、議員は自身や家族等の安全を確保した上で、次のことを行う。

① 議会の機能維持に係る行動

例) 安否等に関する状況の報告、対策会議からの指示への対応

② 執行機関の災害対応の支援に係る任意の行動

例) 地域の被害状況等に関する報告、市民の避難支援、避難所の運営支援

ただし、次の点に留意し行うものとする。

ア 執行機関の災害対応の妨げにならないこと。

イ 危険な箇所に近づかない等、安全確保に努めること。

(2) 議会事務局職員

大規模災害等の発生に際して、議会事務局職員は、議員の上記①、②の行動に係る調整、議員間又は議会と執行機関との間の情報共有・連絡調整、対策会議の運営に係る事務等を行う。

ただし、執行機関の災害対策本部による配備指示があった議会事務局職員は、当該指示を優先する。

3 安否等に関する状況、地域の被害状況等に関する報告

大規模災害等発生時、議員は、次のとおり安否等に関する状況（以下「安否状況」という。）を報告し、確認するものとする。

(1) 報告義務

- ① 議員は、対策会議が設置された時には、所定の方法で対策会議に安否状況を報告する。対策会議は、報告のない議員に対し、安否状況を確認する。
- ② 議員は、①の報告以後、対策会議の指示により、定期的に安否状況を対策会議に報告するよう努める。

(2) 報告内容

(1)により報告する内容は、自身及び家族等の安否状況とする。

また、議員は、地域の被害や避難所の状況等に関する情報（以下「地域の被害状況等」という。）で、執行機関に報告すべきと判断したものがあるときは、対策会議を経由して報告する。

(3) 報告の方法

① 安否状況の報告

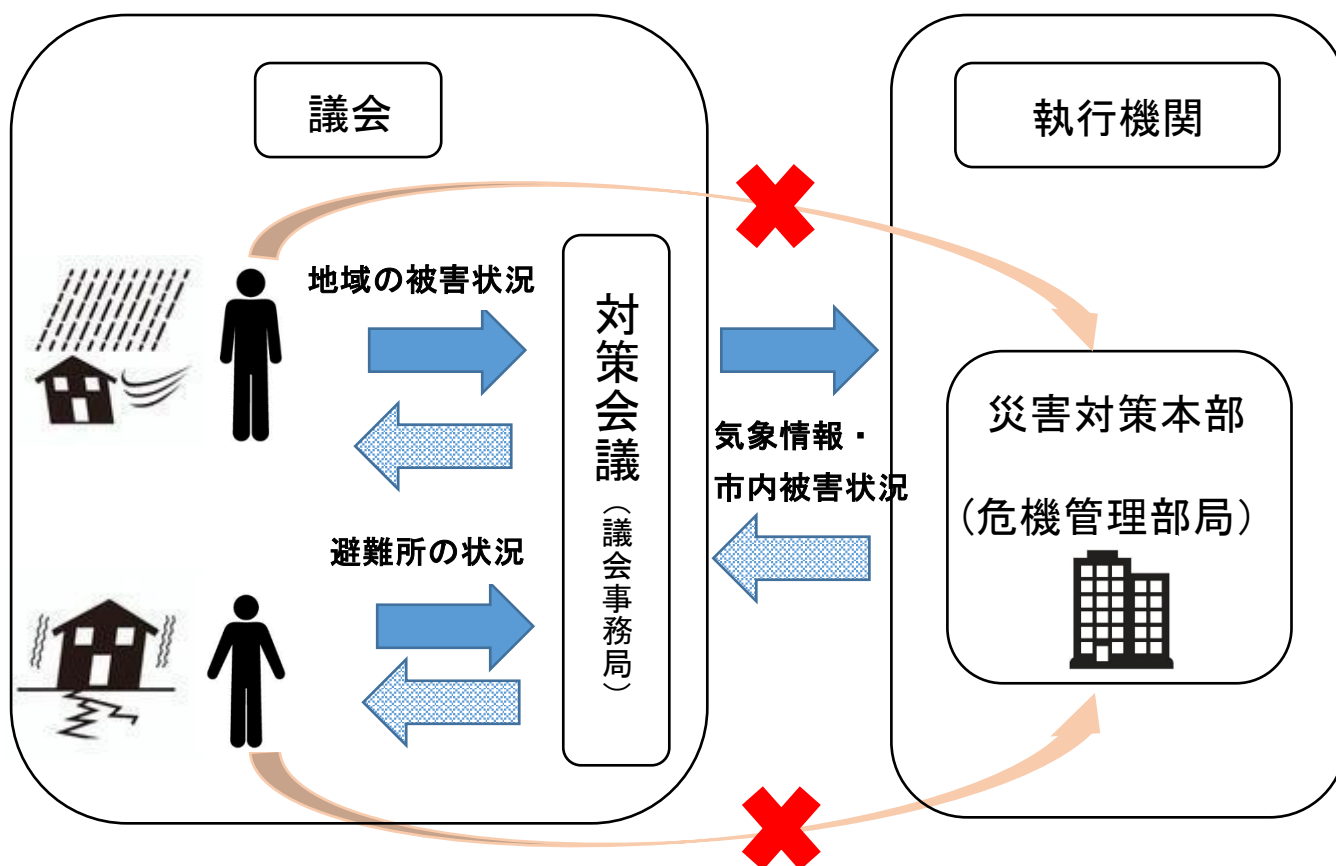
メール（議会事務局のメールアドレス宛て）又はLinkitにより、対策会議に報告する。ただし、通信環境によりこれらの利用ができない場合は、電話又は携帯通信キャリアが運営する「災害用伝言板」等、利用可能な手段により報告するものとする。

② 地域の被害状況等の報告

メール（議会事務局のメールアドレス宛て）によるものとし、場所、状況の説明のほか、写真があれば添付する。

4 情報の流れ

市（議会）から議員への情報発信、議員から市（議会）や他の議員への情報提供は、対策会議を経由するものとする。



5 対応に係る段階設定

大規模災害等発生時の対応を示すに当たり、次のとおり時系列で段階設定する。

	風水害	地震・津波災害、大規模事故等
予測期	議会ＢＣＰ発動に係る気象警報の発令が予測されるおおむね７２時間前から議会ＢＣＰの発動まで	—
初動期	議会ＢＣＰの発動からおおむね７２時間が経過（又は議会運営委員会の開催が可能な程度に状況が改善し、対策会議が解散）するまで ⁴	
対応期	初動期経過後、被害が収束し、本会議の通常開催 ⁵ が可能な状況となるまで	

⁴ 「７２時間が経過する時」と「状況が改善した時」のいずれか早い時期までを初動期とするもの。

⁵ 本会議の通常開催：議員及び必要な執行機関の説明員が出席し、平常時と同様に審議を行える状態で本会議を開催することをいう。

6 大規模災害等発生時の対応

大規模災害等発生時の対応は、以下に示すとおり。ただし、災害発生が議会の会期中であるときは、議案審議、会期の延長等のため、初動期や対応期であっても、本会議（説明員の出席を求めない場合あり。）を開会する場合がある。

(1) 風水害発生時の対応

<予測期>

		i) 議会BCP発動に係る気象警報の発令が予測されるおおむね72時間前から	ii) 気象警報の発令から議会BCPの発動まで
会期中（注1）	議長	○会期の延長、会期日程の変更等について、執行機関と協議・検討、決定等 ○必要に応じ、議会運営委員会の開催を指示	○自動発動基準に該当しない場合は、市内の被害の状況等により、議会BCP発動の必要性を判断。必要に応じ、対策会議の構成議員と協議する。 ○対策会議の設置を決定
	議員	○議会運営委員は、委員会が招集される場合がある。	○市内における被害を確認等したときは、適宜、議会事務局に報告 ○対策会議の構成議員は、会議に参加するための準備
	職員	○執行機関から提供される気象情報、会期日程等に係る決定事項を全議員に連絡 ※執行機関の災害対策本部による配備指示があった職員は、当該指示を優先	○気象情報や被害発生に関する情報を議長に報告。全議員に連絡する。 ○議員から市内における被害の状況の報告があったときは、議長及び市の危機管理部局に報告
会期中以外	議長	—	○自動発動基準に該当しない場合は、市内の被害の状況等により、議会BCP発動の必要性を判断。必要に応じ、対策会議の構成議員と協議する。 ○対策会議の設置を決定
	議員	—	○市内における被害を確認等したときは、適宜、議会事務局に報告 ○対策会議の構成議員は、会議に参加するための準備
	職員	○執行機関から提供される気象情報を全議員に連絡 ※執行機関の災害対策本部による配備指示があった職員は、当該指示を優先	○気象情報や被害発生に関する情報を議長に報告。全議員に連絡する。 ○議員から市内における被害の状況の報告があったときは、議長及び市の危機管理部局に報告

注1) 閉会中に、委員会その他の議会の会議が予定されている場合には、委員長等が議長と協議の上、会議の延期等を決定する。

<初動期>

		i) 議会BCPの発動直後	ii) 議会BCPの発動からおおむね72時間が経過（又は議会運営委員会の開催が可能な程度に状況が改善）するまで
共通	議長	—	○執行機関の災害対策本部及び議員から報告のあった情報等を踏まえ、議会としての対応を対策会議で協議、決定 ※議会運営委員会の開催が可能と判断したときは、対策会議を解散する。
	議員	○安否状況を対策会議に報告	○対策会議の指示により、安否状況を報告 ○地域の被害状況等を適宜、対策会議に報告 ※対策会議への出席を求められる場合がある。
	職員	○議会BCPの発動、対策会議の設置を全議員に連絡 ○議員の安否状況を確認	○執行機関の災害対策本部からの情報を対策会議に報告。対策会議の決定事項等を全議員に連絡する。 ○議員から対策会議に報告のあった情報を執行機関の災害対策本部及びその他の議員に連絡する（注2）。

注2）議員間で情報共有すべきと議長が判断した場合に限る。

<対応期>

		議会BCPの発動からおおむね72時間経過（又は対策会議解散）後から本会議の通常開催が可能な状況となるまで	
共通	議長	○対策会議に議会運営委員の出席を求め（対策会議が既に解散されているときは、議会運営委員会の開催を求め）、現状に関する情報を集約 ○その後の議会としての対応を協議 ※議会運営委員会の開催が可能な状況となった段階で対策会議を解散	
	議員	○安否状況や地域の被害状況等を適宜、対策会議（又は議会事務局）に報告 ○議会運営委員は、対策会議（又は議会運営委員会）への出席 ※会期中は、議案審議等の必要に応じ、本会議（又は委員会）が開催される場合がある。	
	職員	○対策会議（又は議会運営委員会）で、議員の状況、執行機関の災害対応の状況等を報告。対策会議の決定事項等を全議員に連絡する。 ○議員から対策会議に報告のあった情報を執行機関の災害対策本部及びその他の議員に連絡する（注2）。	

注2）議員間で情報共有すべきと議長が判断した場合に限る。

(2) 地震・津波災害、大規模事故等発生時の対応

<初動期>

		i) 地震、テロ等の発生、緊急速報又は警報等発令	ii) 議会BCPの発動直後
会議（本会議・委員会等）の開催中（注1）	議長（委員長等）	○休憩を宣告。状況により傍聴人、議員等に避難を指示 ○地震の規模等を確認の上、次のいずれかの対応 ・再開して、議事を進行 ・再開して、散会（閉会）を宣告。本会議については、必要に応じて、会期の延長、翌日以降の休会等を決定しておく。 ・自然延会 ○地震の規模等が議会BCPの発動基準に該当しない場合は、必要に応じ議会運営委員会の開催を指示し、（又は対策会議の構成議員と）協議の上、議会BCP発動の必要性を判断 ○対策会議の設置を決定	○登庁議員の解散その他の必要事項を対策会議で協議、決定
	議員	○議長（委員長）の指示により、避難又は議場（会議室）で待機 ○傍聴人の避難誘導、負傷者の救護活動 ○会議が散会（閉会）となった場合、又は再開されない場合も、特段の事由がない限り、議長（委員長）の指示があるまで議事堂内（又は避難した場所）で待機 ○登庁していない議員は、テレビ、インターネット等の情報により議会BCPの自動発動（対策会議の設置）基準への該当を確認 ○市内における被害を確認等したときは、適宜、議会事務局に報告	○登庁していない議員は、安否状況を対策会議に報告 ○登庁議員は、議長（委員長）の指示により解散
	職員	○議長（委員長）の指示により、避難又は議場（会議室）で待機 ○傍聴人の避難誘導、負傷者の救護活動 ○地震の規模等に関する情報を収集し、議長（委員長）に報告 ○議員から市内における被害の状況の報告があったときは、議長及び市の危機管理部局に報告 ※執行機関の災害対策本部による配備指示があった職員は、当該指示を優先	○議会BCPの発動、対策会議の設置を全議員に連絡 ○登庁していない議員の安否状況確認

		i) 地震、テロ等の発生、緊急速報又は警報等発令	ii) 議会BCPの発動直後
会議 (本会議・委員会等) 開催中 以外	議長	○テレビ、インターネット等の情報により議会BCPの自動発動（対策会議の設置）基準への該当を確認 ○自動発動基準に該当しない場合は、必要に応じ、対策会議の構成議員と協議の上、議会BCP発動の必要性を判断 ○対策会議の設置を決定	○議会の会期中又は委員会その他の会議が予定されている場合は、会期日程の変更その他の必要事項を対策会議で協議、決定
	議員	○テレビ、インターネット等の情報により議会BCPの自動発動（対策会議の設置）基準への該当を確認 ○市内における被害を確認等したときは、適宜、議会事務局に報告 ※自動発動基準に該当しない場合でも、議長判断によりで発動される場合がある。	○安否状況を対策会議に報告
	職員	○執行機関の災害対策本部設置の状況、職員の災害配備その他の災害対応の状況を議長に報告 ○議員から市内における被害の情報の報告があったときは、議長及び市の危機管理部局に報告 ※執行機関の災害対策本部による配備指示があった職員は、当該指示を優先	○議会BCPの発動、対策会議の設置を全議員に連絡 ○議員の安否状況確認
		iii) 議会BCPの発動からおおむね72時間が経過（又は議会運営委員会の開催が可能な程度に状況が改善）するまで	
共通	議長	○議会の会期中又は委員会その他の会議が予定されている場合は、会期日程の変更その他の必要事項を対策会議で協議、決定 ※議会運営委員会の開催が可能と判断したときは、対策会議を解散する。	
	議員	○対策会議の指示により、安否状況を報告 ○地域の被害状況等を適宜、議会事務局に報告 ※対策会議への出席を求められる場合がある。	
	職員	○執行機関の災害対策本部からの情報を対策会議に報告。対策会議の決定事項等を全議員に連絡する。 ○議員から対策会議に報告のあった情報を執行機関の災害対策本部及びその他の議員に連絡する（注2）。	

注1) 閉会中に、委員会その他の議会の会議が予定されている場合には、委員長等が議長と協議の上、会議の延期等を決定する。

注2) 議員間で情報共有すべきと議長が判断した場合に限る。

<対応期>

		議会ＢＣＰの発動からおおむね７２時間経過（又は対策会議解散）後から本会議の通常開催が可能な状況となるまで
共通	議長	○対策会議に議会運営委員の出席を求め（対策会議が既に解散されているときは、議会運営委員会の開催を求め）、現状に関する情報を集約 ○その後の議会としての対応を協議 ※議会運営委員会の開催が可能な状況となった段階で対策会議を解散
	議員	○安否状況や地域の被害状況等を適宜、対策会議（又は議会事務局）に報告 ○議会運営委員は、対策会議（又は議会運営委員会）への出席 ※会期中は、議案審議等の必要に応じ、本会議（又は委員会）が開催される場合がある。
	職員	○対策会議（又は議会運営委員会）で、議員の状況、執行機関の災害対応の状況等を報告。対策会議の決定事項等を全議員に連絡する。 ○議員から対策会議に報告のあった情報を執行機関の災害対策本部及びその他の議員に連絡する（注２）。

注２）議員間で情報共有すべきと議長が判断した場合に限る。

第2節 日常の備え

1 訓練

風水害や地震・津波災害、大規模事故等の発生時に適切に対応するため、定期的に次の訓練を行う。

なお、各訓練の実施要領の詳細は、議長が別に定める。

- 会議中に地震が発生等した場合の避難訓練
- 安否状況の報告、地域の被害状況等の報告に係る情報伝達訓練
- 対策会議のオンライン実施訓練
- 救急救命訓練
- その他の災害対応訓練

2 日頃からの準備

訓練に加え、議会は、災害発生時に円滑な対応をとることができるよう、日頃から次に掲げる対応を準備しておく。

① 会議直前や会期中に災害が発生した場合への備え

災害等の発生又はそのおそれがある場合における会期日程変更等の手続を確認しておく。

② 会議中に災害が発生した場合への備え

会議中の災害発生を想定した次第書や、傍聴人用の避難誘導マニュアルを作成し、議場、委員会室及び議会事務局に常備しておく。

また、本会議中の停電に備え、懐中電灯やドア開放用のドアストッパーなど、避難を円滑に行うための器具等を準備しておく。

③ 庁舎の施設が使用不能となった場合への備え

次のような場合を想定し、対応を確認しておく。

- ア 照明が点灯しない
- イ 庁舎の電話やメールが使えない
- ウ エレベーターの停止
- エ 議場（委員会室）の音響システムが使用できない
- オ 庁舎の水道・トイレが使えない

④ 通常の通信手段が使用不能となった場合への備え

次のような場合を想定し、対応を確認しておく。

- ア タブレットが充電できない
- イ SideBooks や Linkit が使えない
- ウ 固定電話や携帯電話、メールが使えない

⑤ 自分自身を守るための備え

議員及び議会事務局職員は、各自で防災対策（水・食糧の備蓄、避難経路の確認など）を行っておく。

また、災害時に参集する際には、原則として自分で水や食糧を持参する。

⑥ 自宅不在中などに災害が発生した場合への備え

議員及び議会事務局職員は、登庁、出張等により自宅不在中に災害が発生した場合に備えて、あらかじめ家族との安否連絡方法を決めておく。

⑦ 自分で議会へ連絡できない場合への備え

負傷や、外出先で災害が発生して通信手段が無いなどの理由で、自分で議会へ安否状況の報告等ができない場合に備え、議員及び議会事務局職員は、議会へ連絡する方法を家族に伝えておく。

⑧ 災害発生時に自宅から移動する場合への備え

議員及び議会事務局職員は、自宅から、緊急避難場所や市役所までの経路を確認しておく。

⑨ 議員に欠員が生じた場合への備え

議員に欠員が生じたときは、公職選挙法第111条の規定により、欠員が生じた日から5日以内に、議長から市選挙管理委員会へ通知しなければならない。このほか、議員の欠員に伴い、常任委員会、議会運営委員会の委員構成を変更しなければならない場合に備え、必要な手続を確認しておく。

⑩ 議会BCPの実効性の確保

議長は、議会BCPの実効性を確保するため、議員の任期開始後、速やかに議会BCPの研修を行うほか、次の場合に見直しを行う。

ア 定期の見直しの場合（少なくとも議員の任期中に1回）

イ 会派構成に変更があった場合

ウ その他議長が必要と認める場合

3 機器等の準備

議員には、議長が定める貸与規程に基づき、防災用作業服を貸与する。

このほか、議員及び議会事務局職員は、災害発生時の情報伝達や情報共有その他の活動に有効と思われる機器（アプリ）等に留意し、導入の適否を検討するものとする。

第3章 感染症への対応

さぬき市域で病原性が高い新型インフルエンザや、治療法や予防法が確立されていない新たな感染症がまん延した場合又はそのおそれがある場合において、議事機関としての議会の機能を維持するために議長が必要と判断したときは、対策会議を設置して、議会としての対応を協議・決定し、実行する。

この場合における議会の運営並びに議員及び議会事務局職員の行動の指針については、過去、新型コロナウイルス感染症のまん延時に定めた議会の対応方針等を参考に、感染症の特徴や流行の状況等に応じて、その都度定めるものとする。